生活に困っていませんか?悩んでいませんか? 私達は、あなたを応援します。



いるかいほけんせいとあんない。
社会保険制度のご認向

しゃかいふくしほうじんしずおかけんしゃかいふくしきょうぎかい社会福祉法人静岡県社会福祉協議会



生活をしていると、予想していなかった様々なことが起こります。

びょうき けつぎょう あ気、ケガ、失業・・・

これらのことは、誰にでも起こる「リスク」です。

そして、ひとたび、この「リスク」が起こると、生活が大きく変わって しまうことがあります。

こうした「リスク」に備えて、日本では様々な社会保険制度が充実して おり、国民同士が支えあって成り立っています。

社会保険制度は、保険料などを納めていれば、誰でも利用できますが、 利用するための様々な条件あり、制度ごとに異なります。

^{ほんさっし} 本冊子は、「どういう時に」「どのような制度が」「どうやって」利用でき るか、紹介しています。

まずは、この冊子で「様々な制度があること」、「どこに問い合わせをしたらいいか」を知っておきましょう。

制度を「知る」ことで、「リスク」を軽減していきましょう。



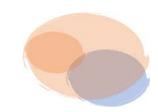
もり次

こんなことで困っていませんか?

いりょうひ こうがく しはら 医療費が高額で支払いがツライ…	1 ላ° –୬`
びょうき かいしゃ やす 病気やケガで会社を休んでしまった…	3 N° -Y°
^{しごとちゅう} 仕事中にケガをしてしまった…	5 N° -Y°
びょうき 病気やケガで仕事が続けられない…	7 \\ ^ -\forall^*
しごと や 仕事を辞めて(無くなって) 収 入 がない…	9 N° -ÿ"
しごと や とき てっづき ひつよう 仕事を辞めた時、どんな手続きが必要?…	11 N° -Ÿ

こまった ときの 世いど (社会保険) の紹介

しゃかいほけん 社会保険とは・・・	13 N° -Y
けんこうほけんせいどいちらん 健康保険制度一覧…	1 4 ላ° –ジ
ねんきんほけんせいどいちらん 年金保険制度一覧…	15 N° -Y
こょうほけんせいどいちらん 雇用保険制度一覧…	17 N° -9"
apaneth the New York	20 N° -Y
ほか せいど その他の制度 • • • きゅうしょくしゃしえんせいど さいていちんぎんほう ちんぎんしはらかくほほう かいごほけんせいど (求 職 者支援制度、最 低 賃 金 法、賃 金支払確保法、介護保険制度)	21 ペ-ジ



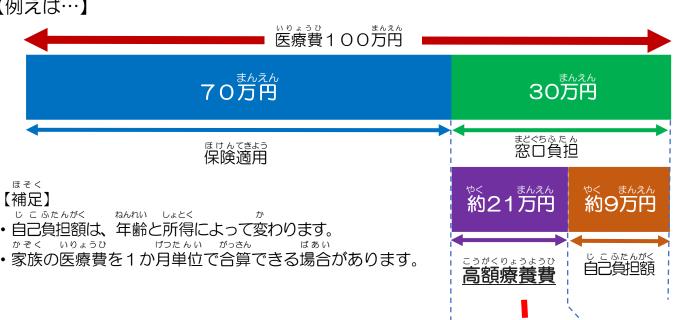
医療費が高額で支払いがツライ

どうしたの? しゅじゅつ 大きな手 術を受けて無事終わったが、 収 入 が少な しゅじゅつひ にゅういんひ まいつき しはら こうがく いので、その手術費や入院費などが高額で、毎月の支払いが生活を圧迫 してしまっている・・・

こんな時、どんな制度が使える?

★高額な医療費を一度に支払ったとき、医療費の一部が戻ってくる 高額療養費制度が利用できます。

【例えば…】



★さらに、高額療養費が給付されるまでの間、 無利子でお金を借りられる高額療養費貸付制度 があります。

[補足]

• 事前に医療機関に相談してください。

やく まんえん **約21万円**

無利子 やく わり 約8割

どうすれば使える?

こうがくりょうようひせいと 【高額療養費制度】

① 医療費の支払い(自己負担分)



被保険者 びふょうしゃ被扶養者



② 高額療養費支給申請書の提出





被保険者・ びなまずした被扶養者

こうがくりょうようひかしつけせいと 【高額療養費貸付制度】

① 申請(各必要書類の郵送)

② 貸付

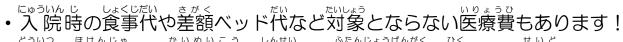


ここに気をつけよう!

③ 高額療養費の給付金から返済

・健康保険料をしっかり払っていないと使えません!





• 同一の保険者で4回目以降の申請は、負担上限額が低くなる制度があります。 げんどがくてきようにんていしょう しゅじゅつ ちりょう う まえ

★手 術 や治療を受ける前に「限度額適用認定証」を受けると、窓口で ひつようさいしょうげん おさ

の支払いが必要最小限で抑えられます!

まょうかい 協会 はんぽ:保険証に記載の協会けんぽ支部

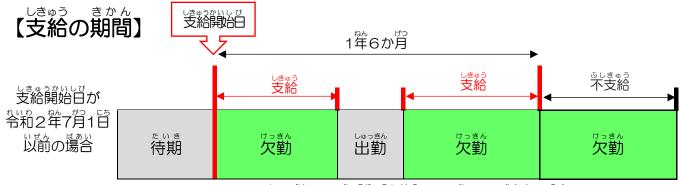
くみあいけんほ ほけんしょう きさい ほけんくみあい 組合健保:保険証に記載の保険組合

こくみんけんこうほけん やくしょ けんこうほけんとりあつか まとぐち 国民健康保険:役所の健康保険取扱い窓口

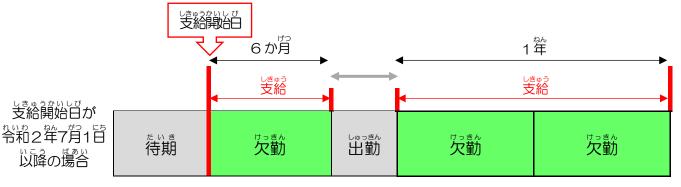
病気やケガで会社を休んでしまった

こんな時、どんな制度が使える?

★病気やケガで仕事ができず、お給料がもらえない時の生活保障と して、健康保険制度の傷病手当金が受けられます。



しゅっきん 出勤して給料支払いが有った期間も含む



しきゅう きんがく 支給される金額】

じゅっきん して 給 料 支払いが有った期間は除く

にち しきゅうがく げっきゅう ていど 1日あたりの支給額はそれまでもらっていた月給の2/3程度です。

けいさんしき

支給開始日以前の継続した 12月間の各月の標準月額を平均した額 ÷30日×2/3

どうすれば使える?

ひつようしょるい じゅんび 必要書類を準備します。

るい ほんにんよう かいしゃよう びょういん しゅるい 類は、本人用、会社用、病院用の3種類あります。



① 会社や協会けんぽなどに連絡します



②申請書類を受け取ります



③病院で医師に書類の記載をお願いします



④医師に記入してもらった書類を受け取ります





⑥手当を受け取ります

しごと やす つぎ じょうけん

★次の条件を満たし、仕事を休んだ日の4日目から支給されます。 りょうようちゅう

① 療 養 中であること

しごと

② 仕事に就くことができないこと かかんけいぞく しごと やす

たいききかん

- ③ 仕事を休んだ日が3日間継続してあること(待機期間) きゅうりょう しはら
- ④ 給 料 の支払いがないこと



健康保険に加入している本人のみが対象です。

・ 自営業や無職により国民健康保険に加入されている方や被扶養者は 対象外です。

・給与の支払いがあっても傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。

いってい しょうけん み ばぁい たいしょくこ ひきつづ じゅきゅう ばぁい 一定の条件を満たす場合、退職後も引続き受給できる場合があります。

協会けんぽ:保険証に記載の協会けんぽ支部

組合健保:保険証に記載の保険組合

仕事中にケガをしてしまった

こんな時、どんな制度が使える?

★業務上(仕事中、通勤中)にケガや病気をしたときに保障をして くれる制度として、労災保険が利用できます。

【原因・事由】

【災害分類】

[保険]

仕事によるもの

では うむさいがい 業務災害

ふくすうぎょうむよういんさいがい 複数業務要因災害

ろうない ほけん 労災保険

通勤によるもの

つうきんさいがい 通勤災害

たいしょうきかん

- 事故が起きた日
- ・疾病の発生が確定した日

第4日目

ワょラよラ きゅラム レルᡈჂ レゅヒゅつ <すウセル ឆ たん 5ワょラ ラ 療養の給付(診察、手術、薬代などの負担がなく治療が受けられます)

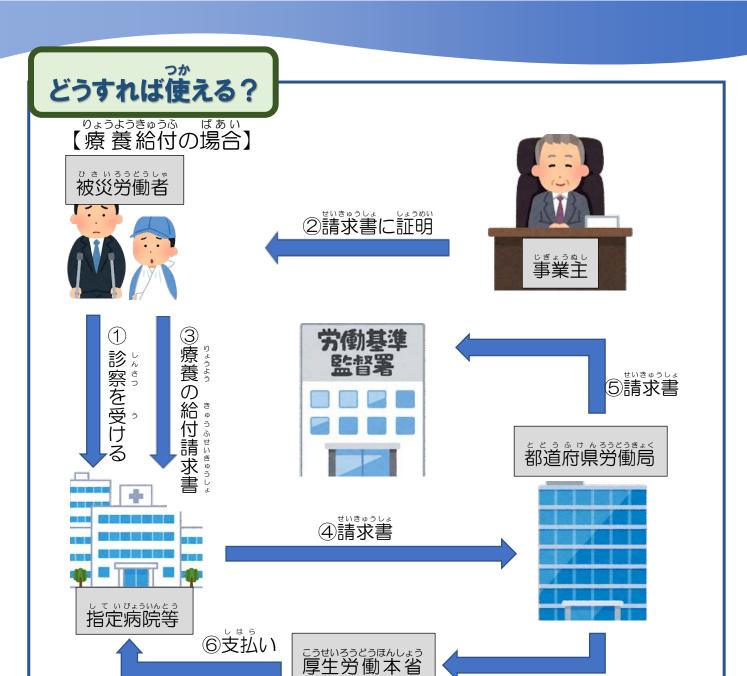
待機期間(休業3日間)

休業補償給付等

まょうむさいがい ばあい じぎょうぬし きゅうぎょうほしょう 業務災害の場合、事業主が休業補償 へいきんちんきん いじょう (平均賃金の60%以上) きゅうぎょう ほしょう きゅうぶ はあい きゅうぶきそにちがく 休 業 (補償)給付の場合、給付基礎日額の60% そうとうがく きゅうぶきそにちがく そうとうがく 相当額十給付基礎日額の20%相当額

[補足]

- ・複数業務要因災害とは、複数事業労働者(事業主が同一でない複数の事業場 に同時に使用されている労働者のこと)の二以上の事業の業務を要因とする 傷病等のことです。
- ・障害が残った場合や死亡した場合も給付があります。



- ・指定病院とは、労災保険法の療養の給付を行うものとして をどうふけんろうとうきょくちょう してい でょういん まこんりょうじょ かりょうじょ 都道府県労働局長が指定する病院または診療所のことをいいます。
- ・健康保険証は使えません。
- 指定病院以外で受診する場合は、一度医療費を全額負担して、後から会社経由で労働基準監督署に請求します。
- ・通勤途中の事故も労災保険で補償される場合があります。

くわ 詳しくはこちらへ

かいしゃ かんかつ ろうどうきじゅんかんとくしょ 会社の管轄の労働基準監督署

でょうき してと して と っつ 病気やケガをして仕事が続けられない

どうしたの? がょういん じゅしん がょう しんだん あっか病 院を受診したら、うつ病と診断された。悪化し ていために仕事を辞めたけど、 収 入 がなくなってしまって、どの ように生活していいか困っている。

こんな時、どんな制度が使える?

びょうき ★病気やケガが原因で、日常生活や仕事に支障が出ている人に たい 対して、その障がいの程度によって障害年金が支給されます。

【年金額】(常和4年4月1日時点)

\mathcal{O}

軽い

厚生年金

(2階)

国民年金(

じょうがいき そねんきん きゅっ 障 害基礎年金(1級) 972,250円

きゅう 1級

しょうがいこうせいねんきん きゅう 障害厚生年金(1級)

ほうしゅうひれい ねんきんがく 報酬比例の年金額×1.25

はいぐうしゃ かきゅうねんきん 配偶者の加給年金

子の加算

じょうがいこうせいねんきん きゅう 障害厚生年金(2級) ほうしゅうひれい ねんきんがく 報酬比例の年金額※1

2 級

はいぐうしゃ かきゅうねんきん 配偶者の加給年金

ことうがいき そねんきん きゅう 障害基礎年金(2級) 777,800円

この加質

3 級

しょうがいこうせいねんきん きゅう 障害厚生年金(2級) まうしゅうひれい ねんきんがく 報酬比例の年金額 ※2

じょうがい 摩害 であてきん 手当金 ※3

- *1厚生年金に加入して働いた期間、 きゅうよがく しょうよがく 給与額、賞与額によって異なります。
- しょうがいこうせいねんきん きゅう さいていほしょうがく ※2障害厚生年金3級の最低保証額 583,400円
- ほうしゅうひれいがく ねんきんがく いちじきん ※3(報酬比例額の年金額×2)を一時金

として支給します。

さいていほしょうがく 最低保証額は1,166,800円

^{とうきゅう} 5が 【等級の違い】

- たにんの介助がなければ日常生活がほとんどできない**、** がっとうはんい 活動範囲がベッド周辺に限られるなど
- 他人の助けを必要としなくても日常生活が極めて困難で、 まった。 労働による収入は得られないなど
- Estrations Control Total Transport Total Transport Tran 3級 ※国民年金に3級はありません。 あるなど



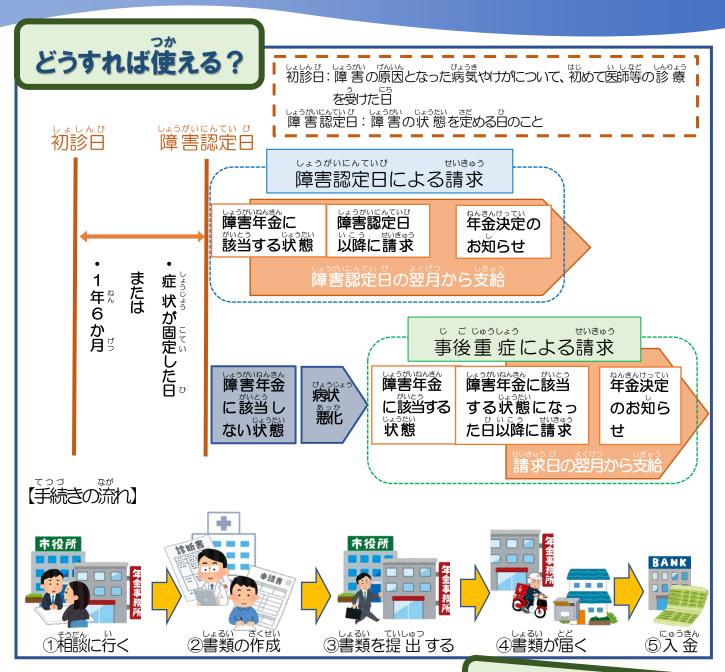






せいきゅうじょうけん 【請求条件】

- こくみんねんきん こうせいねんきん かにゅう (1)国民年金、厚生年金に加入していること (2)障害等級に該当していること
- ③一定の保険料を納めていることなどの条件があります。



・初診日の特定が重要なので、先に年金事務所に 相談に行くことをお勧めします。



- ・日頃の受診の時に、医師に自分の症状や日常生活や就労の困りごとを伝えていることが大切です。
- ・初診日が20歳前の場合は、保険料納付は問われません。
- 障害者手帳がなくても請求できます。
- *年金は、5年前まで 遡って支給されますが、5年より前の分は、時効によりもらえません。

詳しくはこちらへ

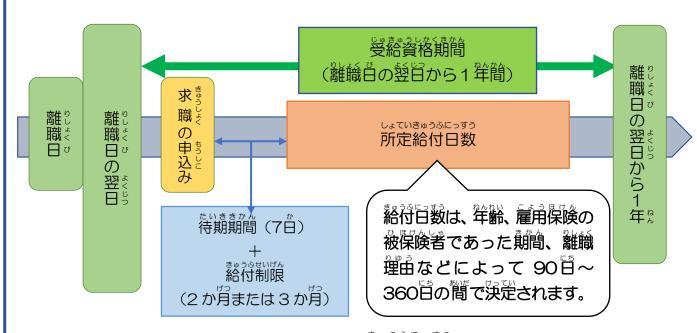
お近くの年金事務所、年金相談センター

してと、や、ないない 仕事を辞めて(無くなって)収入がない

どうしたの じこっごう けいやくきかんまんりょう かいこ ていねんたいしょく 自己都合、契約期間満了、解雇、定年退職など のかいしゃ や しゅうにゅう なんなん せいか

の理由により)会社を辞めてしまったので、収入が無くなり、生活できるか不安・・・

こんな時、どんな制度が使える?



にちがく 【**日額**】

◇およその計算式

離職以前6か月の賃金の合計

180

(50~80%)

基本手当日額

きゅうふにっすう 【給付日数】

◇定年、契約期間満了や自己都合退職の方の例

	10年 **未満	10年以上 ~ 20年未満	20年 いじょう 以上
65歳 **満	90 90	120⊟	150E

どうすれば**使える**?

基本手当の受給手続きの流れ

しょ< 職 離

必要書類をハローワーク に持参します。

まゅうしょくもうしこ じゅきゅうしかく けってい 求 職 申込みと受 給資格の決定

受給資格の決定を受けた日 から、失業の状態が通算 して 7百間経過するまで を「待期間」といい、この 削は基本手当が受給されま せん。

こようほけんせつめいかい 雇用保険説明会

たいきまんりょう

自己都合で離職されただは たいまたの 教日からさらに 原則2か月間、懲戒解雇で 復識された荒は3か月間、 基本手当は支給されません。

認定点ごとに

(原則として4週間に1回) 受給資格者証と失業認定申 講書を提出してください。

といぎょう にんてい 失業の認定

基本手当の支払い

きゅうふせいげん

就職後、状況 に続いて答様手当 を申請できる場合 があります。

4週間ごとに認定日が指定される

しきゅうしゅうりょう 支給終了

が就 膱

ここに気をつけよう! ・ 離職票を受け取ったら、早めにハローワークに行きましょう。

・病気や出産などですぐに働けないときは、受給期間延長の申請をしましょう。

りしょくりゅう こくみんけんこうほけんりょう けいげん せいと 離職理由によっては、国民健康保険料が軽減される制度があります。

・離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間があるが必要です。

住居所管轄のハローワークへ

でつづ ひつよう **どんな手続きが必要?**

ぜいきん

- ・所得税は、離職した年の年末に退職した会社から源泉徴収票を受け取り、自分で確定申告を行うか、再就職先で年末調整の際に源泉徴収票を提出します。
- ・住民税は、前年の所得に対して課せられるので、離職して収入がなくても住 民税は支払わなければなりません。
- ★倒産や解雇で離職された方、失業や疾病等で所得が著しく 減少した方は、住民税の納付を延長・猶予・減免できる場合 があります。

こようほけん **〈雇用保険〉**

- ・会社から離職票を受け取ったらハローワークに行き、失業給付の手続きをします。



★雇用保険加入条件を満たしていたにもかかわらず、加入手続きがされていなかったときは、 遡って加入できる場合があります。ハローワークに相談しましょう。

ねんきん **〈年金〉**

- 60歳未満の人は、離職日の翌日から 14日以内に役所に行き、国民年金の加入手続きをします。また、扶養している配偶者がいる場合は、併せて手続きを行います。
- ・年金を請求できる年齢に達している人で、まだ老齢年金の請求をしていない ときは、年金事務所で請求手続きをします。
- ★収入の減少や失業等により保険料を納めることが困難な場合には、
 しんせいてつづ申請手続きをすることによって、保険料の納付が免除や猶予になる
 はあい
 場合があります(保険料免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度)。

けんこうほ けん **〈健康保険〉**

- ・国民健康保険に加入する人は、加入していた保険者の資格を喪失した証明書 を持参し、役所で手続きをします。
- ・健康保険に継続して加入したい人は、離職日の翌日から 20日以内に加入していた保険者 (健康保険組合や協会けんぽ) に対して手続きをします。
- *家族の健康保険の被扶養者となる場合は、家族が勤務する会社を ・家族の加入手続きを行います。



★後で困ることがないように!★

- 手続き毎に期限があるので、それぞれの期限を確認しましょう。
- ・保険料や税金の支払いは、納付する期限があるので期限までに 支払いましょう。(保険料に支払いには時効はありません。)
- ・国民健康保険の保険料を納めなかった場合、保険証が使えなくなり 全額自己負担になったり、財産を差し押さえられることがあります。
- ・国民年金の保険料を納めなかった場合、将来的な年金(老齢基礎年金)を 受給することができなかったり、障害や死亡した時の年金(障害基礎年金、 遺族基礎年金)が受けられなくなります。
- 支払いが困難な時こそ、放っておかずに役所に相談してください。

詳しくはこちらへ

お住いの役所(税務課や収納課など)へ

社会保険とは

様々なリスク(傷病・労働災害・退職や失業)に備え、あらかじめ人々がお金(保険料)を出し合い、リスクに直面した人に対して、お金やサービスを支給する仕組みのことです。「保険」には、公的社会保険(法律や制度に基づいた保険)と個人加入する保険(民間企業が提供する保険)があります。

現在、日本の社会保険には、「医療保険 (病気・けがをしたときの保険)」、「年金保険(老齢・しょうがい しぼう にまん かいこ ほけん でょうき じえん ほけん ろうれい で 害・死亡のときの保険)」、「雇用保険 (雇用を支援する保険)」、「労災保険 (仕事上の病気、けがのときの保険)」、「介護保険(加齢に伴い介護が必要になったときの保険)」 があります。



主な社会保険

- ・健康保険とは…病気やケガなどで医療が必要になる時に備えるための保険制度で、会社などで入る職域保険のひとつです。自営業の方などのなどである。 会社に勤めていない方は、国民健康保険に加入します。
- ・公的年金とは…公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、 20歳以上の全ての人が加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、「2階建て」の構造になっています。
- ・雇用保険とは…労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給する制度です。
- ・労災保険とは…労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の事業を行う制度です。

健康保險制度

こうがくりょうようひせいと 高額療養費制度	でよういんなど しょう とういっつき いりょうひ しょとく 病院等で支払った同一月の医療費が、所得や カムカム
	年齢によって設定されている自己負担限度額
	を超えた場合に、その超えた額が支給されま
	す。
けんとがくてきょうにんていしょう 限度額適用認定証	あらかじめ限度額適用認定証を受けること
	で、病院等の窓口での支払いが高額療養費の
	自己負担限度額になります。
こうがくりょうようひかしつけせいと 高額療養費貸付制度	こうがくりょうようひ 高額療養費が支給されるまでの間、無利子で
	貸し付けを受けることができます。
こうがくかい こがっさんりょうようひ 高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の負担額の合算が一定の
	類を超えた場合に支給されます。
傷病手当金	病気やケガのために会社を休み、十分な報酬
	が受けられない場合に支給されます。
しゅっさんいく じいち じきん 出産育児一時金	被保険者または被扶養者が妊娠4か月(85日)
	以上の出産(早産、死産等も含む)をしたとき
	に支給されます。
しゅっさんてぁてきん 出産手当金	出産の日以前42日(多胎妊娠98日)から出産
	の日後56日までの間に、会社を休んで報酬が
	で 出ない期間に支給されます。
世葬料(費)、葬祭費、家族埋葬料	で ぼけんしゃ で ふょうしゃ しぼう そうさい 被保険者や被扶養者が死亡したときに、葬祭
	た係る費用が支給されます。

マニわいわ / キ /	フラカハ キ フ ハ	ニノカたわたまた こうせいわたまた ははたり・3 やたいか・3 やっこう
き続年金	さか基礎年金	こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付
		(免除の期間等も含める) した場合に、65歳か
		ら受け取ることができる年金です。
	きずれいこうせいねんきん 老齢厚生年金	こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのう ふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付
		(免除の期間等も含める)し、厚生年金に 1年
		以上加入した場合は生年月日によって 60歳~
		64歳、1年未満は65歳から受け取ることができ
		る年金です。
		【長期加入者の特例】厚生年金の期間が 44年
		以上あり、厚生年金被保険者でない場合、65歳前
		でも 65歳からの年金を受け取ることができま
		す。
		しょうがいしゃ とくれい しょうがいこうせいねんきん きゅういじょう じょうだい 【障害者の特例】障害厚生年金3級以上の状態
		(障害年金を受給してなくても)で厚生年金被
		保険者でない場合、65歳前でも65歳からの
		年金を受け取ることができます。
障害年金		にちじょうせいかつ しこと ししょう ばぁぃ しょうがい 日常生活や仕事に支障がある場合に、その障害の
		取ることができる年金です。その障害に関連する
		院を受診した日に加入していた保険が国民年金は は、
		生年金は障害厚生年金となります。
	は きょうがい き そ ねんきん	じょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい 障害等級が 1、2級の障害の状態にあるときに
		う で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
		の加算があります。
	は	障害等級1級から3級の障害の状態にあると
		きに支給されます。1、2級には配偶者(所得等
		条件あり)の加算があります。
	しょうがいてあてきん 障害手当金	こうせいねんきんかにゅうしゃ たいしょう しょうがいこうせいねんきん きゅう 厚生年金加入者が対象で障害厚生年金の3級に
		がいとう しない障害で、一定の障害の状態の時に
		一時金を受けることができます。
	とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	昭和61年3月以前や平成3年3月以前の学生だ
		った期間に国民年金任意加入対象であって 、

		任意加入期間に初診日があり、障害基礎年金が
		請求できない方への福祉的措置として支給され
		る給付金です。
いゃくねんきん 遺族年金	遺族基礎年金	国民年金の被保険者又は被保険者であった者等
		が死亡したときに、その者に生計を維持されてい
		たその遺族 (子のある配偶者または子) に支給す
		る年金です。
	が は り は きん	いってい こくみん ねんきん ほけんりょう のうふ もの ろうれい 一定の国民年金保険料の納付をした者が、老齢や
		にようがいき そねんきん う しょう ばぁぃ もの 障害基礎年金を受けずに死亡した場合、その者
		と生計を同じくしていた一定の遺族に支給する
		いち じきん 一時金です。
	ゕ ふ ねんきん 寡婦年金	いってい こくみんねんきんほけんりょう のうふ おっと ろうれい 一定の国民年金保険料を納付した夫が、老齢や
		しょうがい き そ ねんきん う しょう ば あい おっと 障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、 夫に
		生計を維持されていた妻が 60歳~65歳になる
		までの間に支給されます。
	いゃくこうせいねんきん 遺族厚生年金	厚生年金の被保険者または被保険者であった者
		等が死亡したときに、その者に生計を維持されて
		いたその遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母(最
		も先順位の遺族のみ))に支給する年金です。
	ちゅうこうれいか ふかきん 中高齢寡婦加算	いそくこうせいねんきん じゅきゅうけん しゅとく とうじ さいいじょう 遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上
		65歳未満の妻で遺族基礎年金が支給されない
		ぱぁぃ いゃく こうせいねんきん かさん しきゅう 場合に、遺族厚生年金に加算して支給されます。

求職者給付	基本手当	いっぱんひほけんしゃ りしょく きゅうしょくかっとう おこな 一般被保険者 が 離職 し 求 職活動 を 行 うしっきょうちゅう せいかっ あんてい しまく 大業中の生活を安定して送るために、離職前の賃金に応じた一定の額が一定の期間(年齢
		や離職理由等によって 90日~360日) 支給 されます。
	技能習得手当	【受講手当】公共職業訓練等を受けた日で ははいてあて しきゅう たいしょう ひ 基本手当の支給の対象となる日について、 日額500円(上限額20,000円)が支給されま
		す。 【通所手当】公共職業訓練等を行う施設への通所のための手当が交通手段によって一定の範囲内で支給されます。
	寄宿手当	で見られる。 こうきょうしょくぎょうくんれんとう う まの せいけい 公共職業訓練等を受けるため、その者に生計 しゅく たがまる こうきょ しんぞく べっきょ きしゅく を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に支給されます。
	傷病手当	求職の申込みをした後に 15日以上継続して 皮っぺいとう 疾病等のために職業に就けない場合に、基本 であて か しょていきゅうふにっすう はんいない 手当に代えて所定給付日数の範囲内で支給され ます。
	こうねんれい きゅうしょくしゃ きゅうふ きん 高年齢 求職者 給付金	高年齢被保険者(65歳以上)が失業した場合に、被保険者期間に応じて、一時金として支給されます。
	特例一時金	短期雇用特例被保険者が失業し、一定要件を 満たしたときに一時金として支給されます。
	ひゃといろうどうきゅうしょくしゃ 日雇労働求職者 きゅうふきん 給付金	ひゃといろうとうひほけんしゃ しつぎょう 日雇労働被保険者が失業している日について、印紙保険料の納付枚数等に応じて一時金 が支給されます。
Dup Dux くそくしん 就職促進 きゅうぶ 給付	は 業 促 進手当	【就業手当】 いってい しょていきゅうふにっすう のこ たんじかんしゅうろうとう 一定の所定給付日数を残して短時間就労等の さいしゅうしょくぎょう っ

	【再就職手当】
	所定給付日数の3分の1以上を残して、安定し
	た職業(1年を超えて雇用継続または、公共
	はくぎょうあんていしょちょう かと じぎょう に就いた場合
	に、基本手当の残日数に応じて算出される額が
	支給されます。
	「就業促進定着手当】
	再就職手当を受けた者が、6か月以上雇用さ
	れ、再就職後の賃金が離職前の賃金よりも低
	い場合に、低下した賃金の6か月分が一時金
	として支給されます。(基本手当の支給残日数
	に応じて上限あり)
	じょうようしゅうしょくしたくてぁて【常用就職支度手当】
	就 職困難な方(障害者等)が安定した職 業(1
	年以上)に就いた場合、一定の要件に基づき
いてんひ	一時金として支給されます。
移転費	こうきょうしょくぎょうあんていじょなど しょうかい しゅうしょく 公共職業安定所等の紹介で就職、または こうきょうしょくぎょうあんていしょちょう し じ こうきょうしょくぎょう
	公共職業安定所長の指示した公共職業
	くんれんとう う
	必要があると認められた場合に、鉄道賃、車賃
きゅうしょくかつどう し え ん ひ	まと しきゅう 等が支給されます。 _ こういききゅうしょくかっとうひ_
求職活動支援費	【広域求職活動費】
	公共職業安定所の紹介により遠隔地にある
	事業所で面接等をした場合に、交通費及び
	宿泊料が支給されます。
	【短期訓練受講費】 こうきょうしょくぎょうあんていじょ しょくぎょうし とう さいしゅうしょく
	公共職 業安定所の 職 業指導により 再就職
	での必要な職業に関する教育訓練を受け、 しゅうりょう はあい くんれんじゅこう ひょう いちぶ しきゅう
	修了した場合、訓練受講の費用の一部が支給
	されます。

		(水脚活動関係役務利用費)
		まゅうじんしゃ 求人者との面接や教育訓練等のため、子の はないよう。
		保育等サービスを利用した場合、その費用の
		一部が支給されます。
教育訓練	教育訓練給付金	厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し
きゅうふ 給付		修了した場合に、受講費用等の一部が支給さ
	きょういくくんれん し え んきゅうふきん	れます。
	教育訓練支援給付金	※令和4年3月31日までの暫定措置
		はじ せんもんじっせんきょういくくんれん じゅこう かた 初めて専門実践教育訓練を受講する方で、
		受講開始時に 45歳未満など一定の要件を満
		たした場合に、失業の認定を受けて訓練を受
		けている日に対して支給されます。
こょうけいぞく 雇用継続	こうねんれいこようけいそくきゅうふ高年齢雇用継続給付	こうねんれいこようけいそくきほんきゅうふきん 【高年齢雇用継続基本給付金】
_{きゅうふ} 給付		こよう けいぞく これ これ さいい こ ちんぎん ていか 雇用が継続していて 60歳以後に賃金が低下
		(75%未満) した場合に、賃金の低下割合に
		まう しきゅう 応じて支給されます。
		こうねんれいさいしゅうしょくきゅうふきん 【高年齢再就職給付金】
		対し、60歳に達した日以後に再就職して被
		保険者となったが、離職時と比較して賃金が
		ていかしますいしきゅう
	かいごきゅうぎょう きゅうふ 介護休業給付	かいごきゅうぎょうきゅうふきん 【介護休業給付金】
		ではけんしゃ いちぶじょがい たいしょうかそく はいぐうしゃ 被保険者(一部除外あり)が対象家族(配偶者、
		□ は
		場合に支給されます。
いくじきゅうぎょう 育児休業	いくじきゅうぎょう きゅうふ きん 育児休業給付金	びほけんしゃ いちぼじょがい さい ばあい 被保険者(一部除外あり)が1歳(場合によっ
きゅうぶ 給付	13761171211334	ては2歳)未満の子を養育するために休業し
		はあい しきゅう た場合に支給されます。

るうとうしゃ してと 労働者の仕事または通勤に	よる負傷、疾病、障害、死亡に対する給付を行います。
かょうよう ほしょう とうきゅうふ 療養(補償)等給付	指定病院等においては無料で治療を受けることがで おいではでいびょういんいがい き、指定病院以外では一度治療費を自己負担で支払っ た後に請求することでその費用が支給されます。
(神僧) 等給付	** うむさいがいとう
場 病(補償)等年金	業務災害等による傷病が療養開始後1年6か月経過した日または同日後において、傷病が治っておらず傷病等級第1級から第3級に該当するときに支給されます。
介護(補償)等年金	障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金受給者で第1、2級障害等のため、常時または随時介護を受けているときに、その介護費用として支出した額等にようがなどであり、がくなどであるときに、その介護費用として支出した額等の上してあり、が支給されます。
はまうがい ほしょう とうきゅうふ 障害(補償)等給付	まょうむさいがいとう しょうびょう ちゅ しょうじょうこてい まと 業務災害等による傷病が治癒(症状固定)した後に、いってい しょうがい のっこ しょうがいとうきゅう おう ねんきん 一定の障害が残った場合に障害等級に応じて年金または一時金として支給されます。
遺族(補償)等給付	業務災害等により労働者が死亡した場合に、一定の いゃく ねんきん は年金として、年金として受ける遺族がいない 場合等は一定の遺族に一時金として支給されます。
まうさいりょうとう そうさいきゅうふ 葬祭料等(葬祭給付)	業務災害等により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、支給されます。

その他の制度

きゅうしょくしゃ しえんせいど 【求職者支援制度】

まゅうしょくしゃしぇ んせいど なん せいど ない こょうほけん じゅきゅう 水職 者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練による スキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

しょくぎょうくんれんじゅこうきゅうふきん 職業訓練受講給付金	ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練
	こうきょうしょくぎょうくんれん じゅこう とくていきゅうしょくしゃ こょう または公共職業訓練を受講する特定求職者(雇用
	保険に加入できなかった方や自営業を廃業した方
	等)が、一定の要件(本人の収入が月8万円以下な
	ど)を満たす場合に「職業訓練受講手当」、「通所
	てあて きしゅくてあて じゅきゅう 手当」、「寄宿手当」が受給できます。
まゅうしょくしゃしえんしきんゆうし 求職者支援資金融資	はくぎょうくんれんじゅこうきゅうふきん じゅきゅう 職業訓練受講給付金を受給しても、その給付金だけ
	では訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受
	けることができます。

さいていちんぎんほう 【最低賃金法】

	使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなけれ
ばならないとする制度です。	
世域別最低賃金	産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で
	働くすべての労働者に対して適用される最低賃金
	※静岡県の最低賃金:913円(令和3年10月2日~)
とくてい さんぎょうべつ さいていちんぎん 特定(産業別)最低賃金	************************************
	※特定最低賃金:産業によって、915円~970円
	(令和3年12月20日~)

ちんぎんしはらいかくほほう【賃金支払確保法】

みはらいちんぎん たてかえばらいじぎょう 未払賃金の立替払事業	会社の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職し	
	た労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が	
	事業主に代わって立て替え払いする制度です。	

かいでほけんほう

(65歳以上の者) たは要支援認定を受けると介護保険サービスを受けることができます。 第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の 医療保険加入者) 「特定疾病」 がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後継靭帯骨化症・骨折を伴う 育粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 及びパーキンソン病)・腎髄小脳変性症・腎腫を関連疾患・避免疾患・ 対象に対したものに吸る)・関節・リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後継靭帯骨化症・骨折を伴う でガーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 及びパーキンソン病 ・胃腫小脳変性症・腎腫・調整・腫尿疾性神経障害・ 健康尿病性腎症及び糖尿病性細膜症・脳の管疾患・ 対象が、患症・対象が、萎縮症・糖尿疾性神経障害・ 健康尿病性腎症及び糖尿病性細膜症・脳の管疾患・ 対象が、患症・対象が、衰弱症・短の臓的症 を受けた者で、かつ要が、関節症 を受けられます。 「主なサービス」 ・影問サービス(自宅でサービスを受ける)、施設サービス(自宅でサービスを受ける)、施設サービス(自宅でサービスを受ける)、など 多支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。					
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の 度療保険加入者) 「限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護 保険サービスを受けることができます。 「特定疾病」 がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断 したものに 限る)・関節 リウマチ・筋萎縮性側素硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う 骨粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基医核変性症 及びパーキンソン病)・胃髄小脳変性症・胃肝を管液を発症・早老症・罗系統萎縮症・糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及びパーキンソン病)・胃髄小脳変性症・胃性管液疾症・早老症・罗系統萎縮症・糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及びパーキンソン病 ・関塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節 または殷関節に著しい変形を伴う変形性関節節素 または殷関節に著しい変形を伴う変形性関節節素 または殷関節に著しい変形を伴う変形性関節節素 または殷関節に著しい変形を伴う変形性関節が要な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。 「主なサービス」 ・一部では一般でサービスを受ける)など ・ 予防給付 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。	第1号被保険者	要介護状態等になった原因を問わず、要介護認定ま			
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の 医療保険加入者) 要介護状態等になった原因が特定疾病であるときに 限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護 保険サービスを受けることができます。 【特定疾病】 がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと 判断したものに限る)・関節リウマチ・ 筋萎縮性側素硬化症・後級靭帯骨化症・骨折を 骨粗鬆症・初老脚における認知症・パーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳の変性症・脊柱管 狭窄症・早老症・多系統萎縮症・難尿病性神経障害・ 糖尿病性腎症及び糖尿病性細膜症・脳血管疾患・ 間塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節 または段関節に著しい変形を伴う変が性関節症 を受けた者で、かつ要介護度(介護が必要 な度合い)により、様々な介護サービスを受ける)など (商設で生活しながらサービスを受ける)など (施設で生活しながらサービスを受ける)など を支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な 度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。	(65歳以上の者)				
(40歳以上65歳未満の 医療保険加入者) 「限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護 保険サービスを受けることができます。					
(保険加入者) 保険・レビスを受けることができます。 (特定疾病) がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)・関節リウマチ・ 誘奏縮性側索硬化症・後継靭帯骨化症・骨折を伴う 骨粗鬆症・初る期における認知症・バーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 狭窄症・早老症・多系統萎縮症・精尿病性神経障害・ 響たのないにないとない。 (第一十十分 (第一十十分) (第一十分) (まうかいこじょうたいとう 要介護状態等になった原因が特定疾病であるときに			
【特定疾病】 がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)・関節リウマチ・ 診萎縮性側素硬化症・後級靭帯骨化症・骨折を伴う 骨粗鬆症・初老期における認知症・バーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 及びバーキンソン病)・骨髄小脳変性症・骨精管 狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害・ 糖尿病性腎症及び糖尿病性綱膜症・脳血管疾患・ 精尿病性腎症及び糖尿病性細膜症・脳血管疾患・ 関塞性動脈硬化症・慢性関塞性肺疾患・両側の陰関節 または股関節に著しい変形を伴う変形を伴う変形は腎臓症 要介護認定を受けた者で、かつ要介護度(介護が必要な度合い)により、様々な介護サービスが受ける)など、 ・ このでサービスを受ける)が脱サービス (施設で生活しながらサービスを受ける)など 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。	(40歳以上65歳未満の	版り、要介護認定または要支援認定を受けると介護。 「限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護」			
(特定疾病) がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断 したものに限る)・関節リウマチ・競姦縮性側素硬化症・後継靱帯骨化症・骨折を伴う一角粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病の関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)・背髄が多数性症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症を発症	医療保険加入者)	保険サービスを受けることができます。			
判断 した もの に で る)・ で 関節 リウマチ・		【特定疾病】			
(
新奏縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴うでは粗鬆症・初老期における認力に・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大いの皮質基底核変性症が及びパーキンソン病)・背髄小脳変性症・背柱管験で症・早老症・多素続萎縮症・糖尿病性神経症患・神尿病性腎症・足が疾病性腎症・足が病性神経症・腸に動物で大いないとの、糖尿病性神経症・腸に動物で大いないとの、動力の一般関節を表したが、かって、ののは、のを関節に対した。との、様々な介護サービスが受けられます。 「ころのようないとした。との、様々な介護サービスを受ける)など、変もないとして、のでは、ながらないとして、のでは、ながらないとして、のでは、ながらないとして、のでは、ながらないとして、のでは、ながらないとして、のでは、ながらないとして、ながらないとして、のでは、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとして、ながらないとながらないとながらないとながらないとながらないとながらないとながらないとながらないとながらないとながらないといく、様々な介護サービスが受けられます。		7 - 1,			
関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症・ 及びパーキンソン病)・ 脊髄小脳変性症・ 等社管 まきない。 ・		筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を 伴 う			
及びパーキンソン病)・背髄小脳変性症・背柱管					
及びパーキンソン病)・背髄小脳変性症・背柱管					
糖尿病性腎腫症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・心臓性の腫瘍を受力とき、動きので生物を変形を関節に著しい変形を伴う変形性関節症の変形を関節症を受けた者で、かりできなが必要な度合い)により、様々な介護サービスが受ける)、施設サービス(自宅でサービスを受ける)、施設サービス(施設で生活しながらサービスを受ける)など、で、かつ要支援。で、かつ要支援。で、かつ要支援。で、かつ要支援。で、かつ要支援。で、かつを受ける)を設けられます。 「こうちゅうしながらサービスを受ける)など、で、かつを受ける)など、で、たいでではからサービスを受ける)など、ない。で、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たい		及びパーキンソン病)• 脊髄小脳変性症 • 脊柱管			
おいてくせいとうみゃくこうかしょう。まんせいへいぞくせいせいしょかか。 のようかい できゅうふ または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 を					
または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 でいるときできます。 ままたは股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 でいるとき かいこと かいこと かいこと かいこと かいこと かいこと かいこと かいこと					
かいこきゅうふ 要介護認定を受けた者で、かつ要介護度(介護が必要 な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。 【きなサービス】 『うちらっちのうとでサービスを受ける)が、施設サービス (自宅でサービスを受ける)、施設サービス (施設で生活しながらサービスを受ける) など で と					
な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。 【主なサービス】 「いっちゅうにして、「自宅でサービスを受ける」。 「いっちゅうにして、「自宅でサービスを受ける」。 通所サービス (自宅でサービスを受ける)、施設サービス (日中に施設でサービスを受ける)、施設サービス (施設で生活しながらサービスを受ける) など まっしまいたい うけんこんてい まっしまん で、かつ要支援 (支援が必要な を を のい) により、様々な介護サービスが受けられます。					
す。 【主なサービス】 『話されの ことでは、 ことでは	かいごきゅうふ				
【主なサービス】 『うちん サービス (自宅でサービスを受ける) 通所サービス (自宅でサービスを受ける)、施設サービス (日中に施設でサービスを受ける)、施設サービス (施設で生活しながらサービスを受ける) など (施設で生活しながらサービスを受ける) など 要支援認定を受けた者で、かつ要支援 (支援が必要な 度合い) により、様々な介護サービスが受けられます。					
訪問サービス(自宅でサービスを受ける) 通所サービス(自宅でサービスを受ける)、施設サービス(日中に施設でサービスを受ける)、施設サービス(田中に施設で生活しながらサービスを受ける) など (施設で生活しながらサービスを受ける) など 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。					
ス(日中に施設でサービスを受ける)、施設サービス (施設で生活しながらサービスを受ける) など (施設で生活しながらサービスを受ける) など 学りに続けてい うけいから まっしまん しまん ひっよう で 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な 度合い) により、様々な介護サービスが受けられます。					
(施設で生活しながらサービスを受ける) など ***********************************					
予防給付 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要な 度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。					
度合い)により、様々な介護サービスが受けられます。					
す。	TPD 作175 				
		また 主なサービス: 訪問サービス、通所サービスなど			

【引用文献、参考文献】

ぜんこくけんこうほけんきょうかい
全国健康保険協会ホームページ「病気やケガで会社を休んだとき」

こうせいろうどうしょう こょうほけんせいど ろうどうきじゅんじょうほう ろうさいほしょう 厚生労働省ホームページ「雇用保険制度」「労働基準情報:労災補償」

ハローワークインターネットサービス「雇用保険の具体的な手続き」

へいせい ねんどばん こうせいろうどうはくしょ こうせいろうどうしょう 「平成24年度版 厚生労働白書」厚生労働省

りしょく こうせいろうどうしょう 「離職されたみなさまへ」厚生労働省 ハローワーク

しょうびょうてあてきん こうせいろうどうしょうほけんきょく れいわ ねん がっ 「傷病手当金について」厚生労働省保険局(令和2年3月)

ろうさいほけんきゅうふ がいよう こうせいろうどうしょう とどうふけんろうどうきょく ろうどうきじゅんかんとくしょ 「労災保険給付の概要」厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

しょうがいねんきん れいわ ねんどばん にほんねんきんきこう 「障害年金ガイド(令和3年度版)」日本年金機構

「図解わかる 会社をやめるときの手続のすべて」新星出版社(2021年05月)

名所	住所	電話番号
ひがしいすちょうしゃかいふくしきょうぎかい東伊豆町社会福祉協議会	かもぐんひがしいすちょうしらた 賀茂郡東伊豆町白田306 ひがしいすちょうほけんふくし 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
かわづちょうしゃかいふくしきょうぎかい河津町社会福祉協議会	かもぐんかわつちょうたなか 賀茂郡河津町田中212-2 ほけんふくし 保健福祉センター内	0558-34-1286
みなみいすちょうしゃかいふくしきょうぎかい 南伊豆町社会福祉協議会	かもぐんみなみいすちょうかのう 賀茂郡南伊豆町加納790 みなみいすちょうけんこうふくし 南伊豆町健康福祉センター内	0558-62-3156
まつざきちょうしゃかいふくしきょうぎかい 松崎町社会福祉協議会	か も ぐんまつざきちょうみやうち 賀茂郡松崎町宮内272-2 まつざきちょうそうごうぶく し 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
にしいすちょうしゃかいふくしきょうぎかい 西伊豆町社会福祉協議会	かもぐんにしいずちょううくす 賀茂郡西伊豆町宇久須258-4	0558-55-1313
かんなみちょうしゃかいふくしきょうぎかい 函南町社会福祉協議会	たがたぐんかんなみちょうひらい 田方郡函南町平井717-28	055-978-9288
しみずちょうしゃかいふくしきょうぎかい清水町社会福祉協議会	おいとうぐんしみずちょうどうにわり 駿東郡清水町堂庭221-1 しみずまちふくし おい 清水町福祉センター内	055-981-1665
まがいすみちょうしゃかいふくしきょうぎかい 長泉町社会福祉協議会	まんとうぐんながいすみちょうしもとがり 駿東郡長泉町下土狩967-2	055-988-3920
が山町社会福祉協議会	まんとうぐんおやまちょうおやま 駿東郡小山町小山75-7 おやまちょうけんこうふく しかいかんない 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
ましだちょうしゃかいふくしきょうぎかい吉田町社会福祉協議会	榛原郡吉田町片岡 795-1 はいました まいましょうけんこうふく しまい 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
かわねほんちょうしゃかいふくしきょうぎかい川根本町社会福祉協議会	はいばらぐんか わねほんちょうかみきし 榛原郡川根本町上岸90 かわねほんちょうふくし 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
ものまちしゃかいふくしきょうぎかい森町社会福祉協議会	しゅうちぐんもりまちもり 周智郡森町森50-1 もりまちほけんふくし 森町保健福祉センター内	0538-85-5769

[※]答節の生活支援・稍談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき、静岡県から 装託を受け、静岡県における都部(12時)の自立稍談支援機関として活動して います。

社会保険制度のご案的【静岡版】 2022章3月 油集。発行 社会福祉基人静岡県社会福祉協議会 420-0856 静岡市委区政府时1-70

電影響:054-254-5237 FAX:054-251-7508

監修 社会保険労務士 歌山 隆子

